

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		公文書公開請求に対する決定		
根拠例規及び条項		多治見市情報公開条例(平成 9 年条例第 22 号)第 10 条第 1 項		
所 管 部 課 名		総務部 総務課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市情報公開条例施行規則(平成 9 年規則第 128 号)		
	基 準	条例第 6 条から第 8 条までの規定による。		
	設定年月日	平成 15 年 2 月 18 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	条例第 10 条第 5 項の規定により 14 日（閉庁日を含む。）以内。ただし、年末年始等やむを得ない理由があるときは、同条第 6 項の規定により 28 日以内。		
	内 訳	経由機関 日（機関名） 協議機関 日（機関名） 処分機関 14 日以内又は 28 日以内		
	設定年月日	平成 15 年 2 月 18 日	最終変更年月日	
備 考				